❀❀❀ よくある質問 ❀❀❀



❀仕事を辞めました。学童保育所の利用はできますか？

求職中で３か月間利用できます。「内容変更届」を提出してください。
その後、就職が決まれば「就労証明書」を提出してください。

❀産前産後の利用はできますか？

出産予定日の前後２か月は利用できます。
すでに学童保育所に入所されている児童がいる場合は「内容変更届」の提出が必要です。

❀雇用期間が３か月ずつですが、「就労証明書」は毎回必要ですか？

期間終了毎に必要です。
期間の終了月に「就労証明書（会社の証明）」をこども未来課または各学童保育所まで提出してください。



❀月の途中から入所（退所）になりそうです。

途中からの入所（退所）は可能ですが、利用料等の日割りはできません。
１か月分の利用料等がかかります。

❀今月は学童保育所を利用しなかったのですが…

学童利用日が０日であっても、中止届（退所）の提出がない限り利用料等がかかります。

❀学童保育所の利用を中止したいのですが…

退所の手続きが必要です。退所を希望する月末までに「利用中止届」を提出してください。
再び入所される場合は、利用希望月の前月10日※①までに申込用紙等を再提出してください。
再度入所の審査をさせていただきます。

【※①　10日が日祝日の場合は前倒しの日】

❀体調が悪くて急遽学童保育所を休みたいのですが…

学童保育所へ電話をしてください。
留守番電話対応をしている時間帯もありますので、メッセージを残してください。

❀❀❀ 相談は ❀❀❀

❀学童保育所での悩みごとを相談したいのですが…

通っておられる**学童保育所**または**こども未来課**までご相談ください。

宍粟市教育委員会　こども未来課　☎　63-3114